

移住支援金の支給申請手続きのご案内

1 申請に必要な書類

次のA及びBの書類を提出してください。

A すべての申請者が提出する書類

- ◆ 愛知県移住支援金支給申請書（様式1）・・・運転免許証、マイナンバーカード等を窓口でご提示いただき、本人確認をさせていただきます。
- ◆ 誓約事項（様式1別紙1）
- ◆ 振込申出書（様式1別紙3）・・・預貯金口座の通帳を窓口でご提示いただき、記載に誤りが無いか確認させていただきます
- ◆ 住民票（世帯全員）の写し・・・移住先の市町村が発行したもの
- ◆ 住民票の除票（世帯全員）の写し・・・移住直前に居住していた市町村が発行したもの
 ☞注意：移住直前に居住していた市町村が発行する「住民票の除票」の写しにより、申請者が連続して5年以上在住していたことを確認できない場合は、「戸籍の附票の写し」や、移住直前に居住していた市区町村以前に居住していた市区町村が発行する「住民票の除票」の写しを提出していただくなど、5年以上の在住を確認できる書類を提出してください。

B 申請者の移住前及び移住後の状況に応じて提出する書類

		移住前の東京23区での状況		
		在住者	通勤者（被雇用者）	通勤者（経営者）
移住後の状況（申請区分）	就業者	a 様式2（就業証明書）	a 様式2（就業証明書）	a 様式2（就業証明書）
		b 労働条件通知書のコピー	b 労働条件通知書のコピー	b 労働条件通知書のコピー
	c 雇用保険被保険者証のコピー 又は 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）のコピー	c 雇用保険被保険者証のコピー 又は 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）のコピー	c 雇用保険被保険者証のコピー 又は 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）のコピー	
		d 様式1別紙5（退職証明書）※	e-1 廃業したことを証明する書類 【個人事業の場合】 廃業届又は廃業届出済証明書 【法人の場合】 会社を解散した旨の記載がある登記事項証明書	
起業者	f 起業支援金交付決定通知書のコピー	d 様式1別紙5（退職証明書）※	e-1 廃業した場合の提出書類 e-2 廃業していない場合の提出書類 【個人事業の場合】 開業届及び納税証明書 直近3か月前までの事業活動がわかる書類 【法人の場合】 登記事項証明書	
		f 起業支援金交付決定通知書のコピー	f 起業支援金交付決定通知書のコピー	

※退職証明書は、支給申請書の「在勤履歴」欄に記載するすべての勤務先ものを提出してください。

2 申請受付期間

※移住後の状況に応じて申請受付期間が異なりますので注意してください！

【愛知県内で就業した場合】

転入日から3か月以上1年以内であり、かつ、就業してから3か月経過後に申請してください。

【愛知県内で起業した場合】

次のア又はイのいずれか該当する期間内に申請してください。

ア 転入後に起業支援金の交付決定を受けた場合は、交付決定日以後であり、かつ、転入日から3か月以上1年以内

イ 起業支援金の交付決定を受けた後に転入した場合は、交付決定日から1年以内であり、かつ、転入日から3か月以上1年以内